

Ⅳ 施策の実施状況

3 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

水辺を生かし、潤いのある緑のまちづくりの推進

【基本方針】

水辺空間は、もっとも広島らしさを感じさせる空間であるため、河岸緑地の整備を進め、また、河岸緑地などにおける様々な市民の活動を促進することにより、川や海を市民の身近なものにします。

○ 「水の都ひろしま」の推進

(1) 市民による水辺の活用

平成15年(2003年)1月に策定した「水の都ひろしま」構想の様々な取り組みを計画的・効果的に進めるため、同年10月に「水の都ひろしま」推進計画を策定しました。この計画に基づき、水辺のオープンカフェや水辺のコンサートなど、4つのモデル地区で、地区の特性に応じた取り組みを実施しています。

(2) 水辺空間の整備とまちづくりの一体化

安心して泳げ遊べる水辺づくりの推進や、水辺の歩行者動線の確保などに配慮した河岸緑地の整備などを行っています。

(3) 水辺のネットワークと水の都の仕組みづくり

水辺での市民活動を促進するため、先駆的・独創的な活動をモデル事業に選定し助成金を交付するとともに、その活動事例を公表しています。



京橋川の河岸緑地

○ 潤いのある緑のまちづくりの推進

(1) 市民意識の醸成と市民緑化への支援

地域における自然的景観の形成に寄与している樹木等を、保存樹・保存樹林に指定するとともに、緑に関わる人材を育成するため講習会などを実施しています。

(2) 市民による民有地の緑化

市民や企業などが主体となって、住宅地や工場などの民有地緑化を図るため、緑化施設認定制度や、民有地緑化事業補助金制度により、固定資産税の軽減や助成などを行っています。

(3) 市民参加による平和の緑の交流と継承

平和記念公園で平和学習を行う学校へ、キョウチクトウの苗木配付などを行っています。

(4) 市民参加による公園づくりと花壇づくり

地域の方々が主体となって、公園再生活動を行う身近な公園再生事業や、市民ボランティアグループとの協働により、公共施設(道路・公園等)への花の植え付け等を行うボランティア花壇づくり制度、市民や企業が、平和大通りの花壇の維持管理に参加するグリーン・パートナー事業などを行っています。

(5) 公園緑地の整備

広島市緑の基本計画において目標としている市民1人当たり約10㎡に向け、整備を推進しています。

(6) 公共建築物の緑化

多くの市民が利用し地域活動の核となる公共施設の緑化を進めています。

[平成19年度(2007年度)の整備箇所：広島市民病院(プロムナード)、総合リハビリテーションセンター]

(7) 道路の緑化

沿道環境の改善を図るため、道路の緑化を進めており、平成19年度(2007年度)においては、畑口寺田線と西1区駅前観音線の緑化を行いました。

潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成と歴史と伝統を生かしたまちづくりの推進

【基本方針】

市街地を取り巻く緑豊かな青垣山や「水の都」を形成する幾筋もの川、瀬戸内海の海と島々といった多彩な広島景観や平和記念公園、平和大通り、河岸緑地からなる本市特有な景観などを生かしながら、人々に潤いと安らぎを与え都市の風格を高める個性ある美しい都市景観の形成に取り組みます。

また、文化財をはじめとする伝統文化を保存、継承、活用することにより、歴史や伝統を生かし、平和の願いを継承するまちづくりを推進します。

○ 良好な都市景観の形成

(1) 景観に関する基本計画の策定

平成17年(2005年)6月の景観法の全面施行に伴い、平成18年(2006年)4月に、広島市景観条例を施行し、平成20年(2008年)2月には、当該条例に基づく「広島市景観形成基本計画」を策定しました。

今後は、この基本計画において重点景観形成地区として位置づけた18地区について、景観法に基づく景観計画を順次策定するなど、良好な景観の形成に向けた取組を一層推進していきます。

(2) 公共施設のデザインの向上

自然環境や市街地の状況などの地域特性に配慮した美しいデザインの公共建築物等の整備に取り組んでいます。また、公共建築物等の整備にあたっては、「ひろしま2045：平和と創造のまち(略称P&C)」制度や設計競技制度などの活用を図ります。

(3) 美しい道路空間の形成

電線類の地中化、放置自転車対策の推進や市民ボランティアによる路上違反広告物除却などを実施しています。

路上違反広告物除却については、平成19年度(2007年)3月末現在で、90団体約786人の市民ボランティアが活動されています。

(4) 民間施設等の景観誘導

・建築物等景観協議

昭和55年(1980年)から、法的強制力によるのではなく、「協議」という対話方式により、建築計画を街並みに調和する方向に誘導しています。主な協議項目としては、①外壁の材質や色、②壁面設備及び屋上設備、③看板・広告塔、④緑化の4点です。

また、平和大通り沿道、川沿いや港湾沿いの地区、西風新都、原爆ドーム及び平和記念公園周辺、縮景園周辺については、各地区を対象とした要綱等を制定し、これらに基づいた協議を行っています。

・ひろしま街づくりデザイン賞

魅力ある街づくりに貢献している建物や看板、活動などを表彰しています。

第11回(平成19年(2007年)～20年(2008年))の選考結果は、応募件数212件に対して表彰件数12件でした。

・地域特性を踏まえた魅力ある住宅の供給の推進

国土交通省が推進しているHOPE計画(地域住宅計画)を受けて、昭和60年(1985年)にリバーフロント住宅・グリーンフロント住宅の建設の推進を目標とした「広島市地域住宅計画(広島市HOPE計画)」を策定しました。

○ 「きれいなひろしま・まちづくり推進事業」の展開

ごみのない、清潔で快適なまちを実現するため、平成2年度(1990年度)から、市民、事業者の協力を得ながら「きれいなひろしま・まちづくり推進事業」を展開しています。

(1) ぼい捨て未然防止対策

- ・散乱ごみ追放キャンペーンの実施
- ・ポスター等による啓発
- ・ぼい捨て防止指導員による巡回パトロール
- ・街路ごみ容器、吸いがら入れの設置、ごみの収集 など

(2) 清掃活動の推進

- ・クリーンボランティア支援事業

公園などの場所をボランティアで清掃する市民等に清掃用具などを提供しています。